四日市市告示第251号

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱 四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成19年四日市市告示第 137号)の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

(対象者)

第4条 訓練促進給付金の支給対象者 は、養成機関において修業を開始し た日以後において、また、修了支援 給付金の支給対象者は養成機関にお ける修業を開始した日(以下「修業 開始日」という。)及び当該養成機関 におけるカリキュラムを修了した日 (以下「修了日」という。) におい て、次の各号に掲げる要件を全て満 たす市内に住所を有する母子家庭の 母又は父子家庭の父 (法第6条第1 項又は第2項に規定する配偶者のな い者で現に20歳に満たない児童を 扶養しているものをいう。) であっ て、対象資格を取得するために養成 機関で修業している者とする。

- (1) (略)
- (2) 就職を容易にするために必要な 対象資格の取得を目的とする養成 機関において1年以上のカリキュ

(対象者)

第4条 訓練促進給付金の支給対象者 は、養成機関において修業を開始し た日以後において、また、修了支援 給付金の支給対象者は養成機関にお ける修業を開始した日(以下「修業 開始日」という。)及び当該養成機関 におけるカリキュラムを修了した日 (以下「修了日」という。) におい て、次の各号に掲げる要件を全て満 たす市内に住所を有する母子家庭の 母又は父子家庭の父 (法第6条第1 項又は第2項に規定する配偶者のな い者で現に20歳に満たない児童を 扶養しているものをいう。)であっ て、対象資格を取得するために養成 機関で修業している者とする。

- (1) (略)
- (2) 就職を容易にするために必要な 対象資格の取得を目的とする養成 機関において1年以上のカリキュ

ラムの修業が予定されているもの | であり、対象資格の取得が見込ま れる者であること。なお、令和3 年4月1日から令和5年3月31 日までに修業を開始する場合に は、6月以上のカリキュラムの修 業が予定されているもの(雇用保 険制度の一般教育訓練給付の指定 講座を受験する場合には、情報関 係の資格や講座)から定めること とする。

(3)及び(4) (略)

(支給期間等)

#### 第 5 条 (略)

- 2 訓練促進給付金の支給を受け、准 看護師養成機関を修了した者が、引 き続き、看護師の資格を取得するた めに、養成機関で修業する場合に は、訓練促進給付金の支給対象期間 は、通算で4年を超えないものとす る。
- 3及び4 (略)

(支給額)

- 第6条 訓練促進給付金の支給額は、 次に掲げる対象者の区分に応じ、そ れぞれに定める額とする。
  - (1) 対象者及び当該対象者と同一の | 世帯に属する者(当該対象者の民 法 (明治29年法律第89号)第十

ラムの修業が予定されているもの であり、対象資格の取得が見込ま れる者であること。なお、令和3 年4月1日から令和4年3月31 日までに修業を開始する場合に は、6月以上のカリキュラムの修 業が予定されているもの(雇用保 険制度の一般教育訓練給付の指定 講座を受験する場合には、情報関 係の資格や講座)から定めること とする。

(3)及び(4) (略)

(支給期間等)

## 第5条 (略)

- 2 訓練促進給付金の支給を受け、准 看護師養成機関を修了した者が、引 き続き、看護師の資格を取得するた めに、養成機関で修業する場合に は、訓練促進給付金の支給対象期間 は、通算で3年を超えないものとす る。
- 3及び4 (略)

(支給額)

- 第6条 訓練促進給付金の支給額は、 次に掲げる対象者の区分に応じ、そ れぞれに定める額とする。
- (1) 対象者及び当該対象者と同一の 世帯に属する者(当該対象者の民 法 (明治29年法律第89号) 第 877条第1項に定める扶養義務 877条第1項に定める扶養義務

者で当該対象者と生計を同じくす るものを含む。以下同じ。) が訓 練促進給付金の支給の請求をする 月の属する年度(4月から7月ま でに当該訓練促進給付金の支給を 請求する場合にあっては、前年 度)分の地方税法(昭和25年法 律第226号)の規定による市町 村民税(同法の規定による特別区 民税を含むものとし、同法第32 8条の規定によって課する退職手 当等に係る所得割を除く。以下同 じ。) が課されない者(市町村 (特別区を含む。以下同じ。)の 条例で定めるところにより当該市 町村民税を免除された者及び母子 家庭自立支援給付金及び父子家庭 自立支援給付金に係る所得がない ものとした場合に当該市町村民税 が課されないこととなる者を含む ものとし、当該市町村民税の賦課 期日において同法の施行地に住所 を有しない者を除く。以下同 じ。) 月額10万円(養成機関 における課程の修了までの期間の 最後の十二月 (令和3年4月1日 から令和5年3月31日までに修 業を開始する場合において、その 期間が12月未満であるときは、 当該期間)については、月額14 万円)

者で当該対象者と生計を同じくす るものを含む。以下同じ。)が訓 練促進給付金の支給の請求をする 月の属する年度(4月から7月ま でに当該訓練促進給付金の支給を 請求する場合にあっては、前年 度)分の地方税法(昭和25年法 律第226号)の規定による市町 村民税(同法の規定による特別区 民税を含むものとし、同法第32 8条の規定によって課する退職手 当等に係る所得割を除く。以下同 じ。)が課されない者(市町村 (特別区を含む。以下同じ。)の 条例で定めるところにより当該市 町村民税を免除された者及び母子 家庭自立支援給付金及び父子家庭 自立支援給付金に係る所得がない ものとした場合に当該市町村民税 が課されないこととなる者、平成 29年所得から令和元年所得にお いて同法第292条第1項第11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫 と離婚した後婚姻をしていない者 又は夫の生死の明らかでない者で 政令で定めるもの」とあるのを 「婚姻によらないで母となつた女 子であつて、現に婚姻をしていな いもの」と読み替え、平成29年 所得から令和元年所得についてな お従前のとおりの取り扱いをした 場合に同法第295条第1項の規

定により当該市町村民税が課され ないこととなる者及び平成29年 所得から令和元年所得において同 法第292条第1項第12号中 「妻と死別し、若しくは妻と離婚 した後婚姻をしていない者又は妻 の生死の明らかでない者で政令で 定めるもの」とあるのを「婚姻に よらないで父となつた男子であつ て、現に婚姻をしていないもの」 と読み替え、平成29年所得から 令和元年所得についてなお従前の とおりの取り扱いをした場合に同 法第295条第1項の規定により 当該市町村民税が課されないこと となる者(以下「寡婦等のみなし適 用対象者」という。)を含むものと し、当該市町村民税の賦課期日に おいて同法の施行地に住所を有し ない者を除く。以下同じ。) 月 額10万円(養成機関における課 程の修了までの期間の最後の十二 月(令和3年4月1日から令和4 年3月31日までに修業を開始す る場合において、その期間が12 月未満であるときは、当該期間) については、月額14万円)

(2)前号に掲げる者以外の者 月額7万500円(養成機関における 課程の修了までの期間の最後の十 二月(令和3年4月1日から<u>令和</u> 4年3月31日までに修業を開始

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額 7万500円(養成機関における 課程の修了までの期間の最後の十 二月(令和3年4月1日から<u>令和</u> <u>5年3月31日</u>までに修業を開始 する場合において、その期間が1 2月未満であるときは、当該期間)については、月額11万50 0円)

2 (略)

(事前相談)

第7条 市長は、養成機関において1 年以上(令和3年4月1日から<u>令和</u> <u>5年3月31日</u>までに修業を開始す る場合には、6月以上)のカリキュ ラムを修業することを予定する母子 家庭の母又は父子家庭の父を対象と して事前相談を実施し、受給希望者 の事前把握に努めるものとする。

2 (略)

(支給の申請)

第8条 (略)

- 2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、市長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、これを省略することができる。
  - (1)訓練促進給付金ア及びイ (略)

する場合において、その期間が1 2月未満であるときは、当該期間)については、月額11万50 0円)

2 (略)

(事前相談)

第7条 市長は、養成機関において1 年以上(令和3年4月1日から<u>令和</u> 4年3月31日までに修業を開始す る場合には、6月以上)のカリキュ ラムを修業することを予定する母子 家庭の母又は父子家庭の父を対象と して事前相談を実施し、受給希望者 の事前把握に努めるものとする。

2 (略)

(支給の申請)

第8条 (略)

- 2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、当該各号に 規定する書類を添付しなければならない。ただし、市長がその保有する 帳簿その他の資料によって確認する ことを支給申請者が認める場合は、 これを省略することができる。
  - (1)訓練促進給付金ア及びイ (略)
    - ウ申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において、地方税法第23条第1

項第11号イ中「夫と死別し、 若しくは夫と離婚した後婚姻を していない者又は夫の生死の明 らかでない者で政令で定めるも の」とあるのを「婚姻によらな いで母となった女子であつて、 現に婚姻していないもの」と読 み替えた場合において同号イに 該当する所得割(同項第2号に 規定する所得割をいう。)の納税 義務者(同項第13号に規定す る合計所得金額が125万円を 超える者に限る。)及び同項第1 2号中「妻と死別し、若しくは 妻と離婚した後婚姻をしていな い者又は妻の生死の明らかでな い者で政令で定めるもの」とあ <u>るのを「婚姻によらないで父と</u> なった男子であつて、現に婚姻 をしていないもの」と読み替え た場合において同号に該当する 所得割の納税義務者であり、同 法第34条第1項第8号に規定 する控除を受ける者をいう。次 号ウにおいて同じ。) であるとき は、当該対象者の子の戸籍謄本 及び当該対象者と生計を一にす る子の前年の所得(1月から7 月までの間に申請する場合に は、前々年の所得。次号ウにお いて同じ。)の額を証明する書類 等、当該事実を明らかにするこ ウ 第6条第1項第1号に掲げる 者にあっては、申請者及び申請 者と同一の世帯に属する者の地 方税法の規定による市町村民税 に係る納税証明書その他同号に 掲げる者に該当することを証明 する書類

エ (略)

(2) 修了支援給付金ア及びイ (略)

<u>ウ</u> (略)

エ (略)

### とができる書類

エ 第6条第1項第1号に掲げる 者にあっては、申請者及び申請 者と同一の世帯に属する者の地 方税法の規定による市町村民税 に係る納税証明書その他同号に 掲げる者に該当することを証明 する書類(申請者又は申請者と 同一の世帯に属する者が、寡婦 等のみなし適用対象者であると きは、当該寡婦等のみなし適用 対象者及びその者の子の戸籍謄 本並びに当該寡婦等のみなし適 用対象者及びその者と生計を一 にする子の前年の所得(4月か ら7月までの間に申請する場合 には、前年度の所得)の額を証 明する書類等、当該事実を明ら かにすることができる書類。次 号才において同じ。)

才 (略)

(2) 修了支援給付金ア及びイ (略)

ウ 申請者が、寡婦控除又は寡夫 控除のみなし適用対象者である ときは、当該対象者の子の戸籍 謄本及び当該対象者と生計を一 にする子の前年の所得の額を証 明する書類等、当該事実を明ら かにすることができる書類

工 (略)

才 (略)

才 (略)

3 (略)

附則

1 (略)

(みなし寡婦(夫)控除の適用廃止 に伴う経過措置)

2 この要綱による改正後の四日市市 高等職業訓練促進給付金等事業実施 要綱(以下「改正後の要綱」とい う。) 第6条の規定にかかわらず、 令和3年7月以前分の訓練促進給付 金の支給月額の決定に係る対象者及 び当該対象者と同一の世帯に属する 者には、健康保険法施行令等の一部 を改正する政令 (令和2年政令第3 81号) による改正前の母子及び父 子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和3) 9年政令第224号)における寡婦 等のみなし適用対象者(平成29年 所得から令和元年所得において地方 税法第292条第1項第11号イ中 「夫と死別し、若しくは夫と離婚し た後婚姻をしていない者又は夫の生 死の明らかでない者で政令で定める もの」とあるのを「婚姻によらない で母となった女子であって、現に婚 姻をしていないもの」と読み替えた 場合に同法第295条第1項の規定 により当該市町村民税が課されない こととなる者及び同法第292条第 1項第12号中「妻と死別し、若し

カ (略)

3 (略)

附則

1 (略)

くは妻と離婚した後婚姻をしていな い者又は妻の生死の明らかでない者 で政令で定めるもの」とあるのを 「婚姻によらないで父となつた男子 であつて、現に婚姻をしていないも の」と読み替えることとしていた者 の平成29年所得から令和元年所得 についてなお従前のとおりの取扱を した場合に同法第295条第1項の 規定により当該市町村民税が課され ないこととなる者をいう。以下同 じ。)を含むものとし、改正後の要 綱第8条の規定にかかわらず、訓練 促進給付金及び修了支援給付金の支 給の申請に際しては、同条第2項各 号に規定する書類に加え、当該対象 者又は当該対象者と同一の世帯に属 する者が、寡婦等のみなし適用対象 者であったときは、当該寡婦等のみ なし適用対象者及びその者の子の戸 籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適 用対象者及びその者と生計を一にす る子の所得の額を証明する書類等、 当該事実を明らかにする書類を添付 しなければならない。

3 改正後の要綱第8条の規定にかかわらず、令和3年7月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令におい

て寡婦控除又は寡夫控除のみなし適 用対象者(平成29年所得から令和 元年所得において地方税法(昭和2 5年法律第226号)第23条第1 項第11号イ中「夫と死別し、若し くは夫と離婚した後婚姻をしていな い者又は夫の生死の明らかでない者 で政令で定めるもの」とあるのを 「婚姻によらないで母となった女子 であつて、現に婚姻していないも の」と読み替えた場合において同号 イに該当する所得割(同項第2号に 規定する所得割をいう。)の納税義 務者(同項第13号に規定する合計 所得金額が125万円を超える者に 限る。) 及び同項第 12号中「妻と 死別し、若しくは妻と離婚した後婚 姻をしていない者又は妻の生死の明 らかでない者で政令で定めるもの」 とあるのを「婚姻によらないで父と なった男子であつて、現に婚姻をし ていないもの」と読み替えた場合に おいて同号に該当する所得割の納税 義務者であり、同法第34条第1項 第8号に規定する控除を受ける者を いう。) であったときは、改正後の 要綱第8条第2項各号に規定する書 類に加え、当該対象者の子の戸籍謄 本及び当該対象者と生計を一にする 子の所得の額を証明する書類等、当 該事実を明らかにする書類を添付し なければならない。

第1号様式を次のように改める。

## 四日市市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

# 申請者

四日市市(高等職業訓練促進給付金 · 高等職業訓練修了支援給付金)の支給を受けたいので下記及び裏面により申請します。 ※いずれかを〇で囲んでください。

年 月 日
( 歳)
( #%)
)
・ない)
( )
昼間・夜間・通信
昼間・夜間・通信
昼間・夜間・通信 経座 ・ その他
百座・ その他
5

申請者と同一の世帯に	属する者の氏名等について			
1氏名	79A*†	生年月日	昭和・平成・令和	年
(個人番号)	個人番号	24771	月 日生(	)歳
住 所	( <del>T</del> – )		統柄	
2氏名	75%*†	生年月日	昭和・平成・令和 月 日生(	
(個人番号)	個人番号			/ 804
住 所	( <del>T</del> – )		続柄	
3氏名	79%*†	生年月日	昭和・平成・令和 月 日生(	
(個人番号) 住 所	(〒 一 )		続柄	
tt. 191	,	ı	SCM .	
4氏名	752***	生年月日	昭和・平成・令和	
(個人番号)	個人番号		月 日生(	)败
住所	(〒 – )	ı	続柄	
5氏名	79A*†	生年月日	昭和・平成・令和	
(個人番号)	個人番号		月 日生(	)歳
住 所	(₹ – )		統柄	
備考				

第3号様式から第5号様式までを次のように改める。

請 求 書

(高等職業訓練促進給付金・ 高等職業訓練修了支援給付金)

年 月 日

四日市市長

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第9条第2項により、次の金額を請求し ます。

請求金額 円 ( 年 月分)

住所

氏名

※署名または記名押印

# 第4号様式 (第10条関係)

# 四日市市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届

提出日 年 月 日

	フリガナ
氏 名	
住所・電話番号	
	<ul><li>・ 法第6条第1項の配偶者のない女子でなくなったため</li></ul>
	・ 四日市市に住所を有しなくなったため
受給資格がなくなっ た理由	<ul><li>養成機関への修業を取りやめたため</li></ul>
	<ul><li>その他</li></ul>
	(
理由が発生した日	年 月 日
上記のとおり、四日	市市高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金を受ける
資格がなくなりました	ので届け出ます。
四日市市社会福祉事	務所長 あて
	氏名

# 四日市市高等職業訓練促進給付金申請內容変更届

フリガナ 氏名	3			生年月日	4	手 月 (	日(後)
住所・電話番号	(₹	_	)		電話(	- )	
変更理由	ったた	:め :構成する者			方民税の課利	見の状況がか	わ
理由が発生した日		年	月	B			
上記のとおり、四 け出ます。 年		·職業訓練促 日	進給付金の	申請内容が	変更になり	)ましたので	届
四日市市社会被	<b>系祉事務所</b>	長 あて					
			氏名	i.			

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
  - (四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱 (令和3年四日市市告示第182号)の一部を次のように改正する。

#### 改正後

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市母子家庭等自立支	(略)	
援教育訓練給付金事業実施		
要綱(平成19年四日市市		
告示第136号)		
四日市市ひとり親家庭等日	(略)	
常生活支援事業実施要綱		
(平成27年四日市市告示		
第166号)		
(略)		

### 改正前

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		

四日市市母子家庭等自立支	(略)	
援教育訓練給付金事業実施		
要綱(平成19年四日市市		
告示第136号)		
四日市市高等職業訓練促進	第1号様式、第3号	第3号様式について
給付金等事業実施要綱 (平	様式から第5号様式	は、署名をした場合
成19年四日市市告示第1	まで	に限る。
37号)		
四日市市ひとり親家庭等日	(略)	
常生活支援事業実施要綱		
(平成27年四日市市告示		
第166号)		_
(略)		

(こども未来部こども家庭課)